

## 平成22・23年度後期高齢者医療保険料率の決定について

平成22年2月10日に開催された広域連合議会定例会において、平成22・23年度の保険料率が決定しました。

### 1 平成22・23年度の保険料率

※（ ）内は、平成21年度のもの。

○保険料の所得割率	100分の7.71(100分の7.75)
○保険料の均等割額	40,773円(41,592円)
○保険料の賦課限度額	500,000円(500,000円)
○一人当たり平均保険料額(軽減前)	69,136円(69,912円)
○一人当たり平均保険料額(軽減後)	47,569円(48,097円)

※一人当たり平均保険料額は、決定保険料額(見込額)を被保険者数(見込額)で除することにより算出したものです。

### 2 平成22年度における保険料負担の軽減について

#### (1)均等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得(収入)金額等 (世帯主と被保険者により判定)	軽減後 均等割額
9割	【基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】の世帯	4,077円
8.5割	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,115円
5割	【基礎控除額(33万円)+24万5千円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)】を超えない世帯	20,386円
2割	【基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	32,618円

#### (2)所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得金額)が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。(年金収入のみの場合、年金収入の額が211万円以下の方)

#### (3)被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。